

13. ア リ カ の 州 立 公 園

地 域	面 積 (ha)	人 口 (人)	州 立 公 園 (1)				州 立 公 園 体 系 (2)			
			個 所 数	面 積 (ha)	各地域面積 に対する州 立公園面積 比率	各地域人口 千人当りの 州立公園面積	個 所 数	面 積 (ha)	各地域面積 に対する州 立公園体系 面積比率%	各地域人口 千人当りの 州立公園体系 面積比率
東 部	127,965,184	56,632,889	482	1,252,029.8	0.98%	22.1 ha	715	1,432,763.6	1.12	25.3
中 部	304,064,768	61,153,721	489	351,550.0	0.12	5.7	2,052	1,249,946.8	0.41	20.4
西 部	341,701,120	13,883,265	260	261,521.0	0.08	18.8	381	447,265.0	0.13	32.2
計	773,731,072	131,669,275	1,231	1,865,100.8	0.24	14.2	3,148	3,129,975.4	0.40	23.8
			州内平均	1,515.1			州内平均	994.3		

ア リ カ の 郡 立 公 園

地 域	面 積 (ha)	人 口 (人)	郡 立 公 園 (4)				郡 立 公 園 体 系 (5)			
			個 所 数	面 積 (ha)	各地域面積 に対する郡 立公園面積 比率	各地域人口 千人当りの 郡立公園面	個 所 数	面 積 (ha)	各地域面積 に対する郡 立公園体系 面積比率%	各地域人口 千人当りの 郡立公園体 系面積比率
東 部	127,965,184	56,632,889	25	25,575	0.019	0.45	150	59,051	0.046	1.04
中 部	304,064,768	61,153,721	125	16,346	0.005	0.26	323	752,885	0.247	12.31
西 部	341,701,120	13,883,265	43	21,861	0.006	1.57	94	49,568	0.014	3.57
計	773,731,072	131,669,275	193	63,782	0.008	0.48	567	861,504	0.111	6.54
			州内平均	330.5			州内平均	15,194		

備考

- (1) 州立公園は STATE PARK
- (2) 州立公園体系には STATE PARKSのほか STATE MONUMENTS, STATE WAYSIDE, STATE FOREST, STATE WILD-LIFE AREAS, SEMIPUBLIC AREASを含む。
- (3) 本表は48州(D.C., プラズカ, ハワイ等を除く)の集計である。
- (4) 郡立公園は COUNTY PARK
- (5) 郡立公園体系には COUNTY PARKSのほか MUNICIPAL PARKS, METROPOLITAN PARKS, OTHER COUNTY RECREATION AREASを含む。
- (6) 郡立公園の規定をもたない州は48州中の1州ある。
- (7) 本表は48州(D.C., プラズカ, ハワイ等を除く)の集計である。

14. カナダ国立公園一覽表

(1948年現在)

公 園 名	設 立 年	面 積 (ha)	備 考
BANFF	1885	656,384	National Park
GLACIER	1886	133,376	"
YOHO	1886	129,792	"
WATERTON LAKES	1895	52,224	"
JASPER	1907	1,075,200	"
ELK ISLAND	1913	19,251	"
MOUNT REVELSTOKE	1914	25,600	"
ST. LAWRENCE ISLANDS	1914	75	"
POINT PELEE	1918	1,546	"
GEORGIAN BAY ISLANDS	1920	1,374	"
KOOTENAY	1920	139,008	"
WOOD BUFFALO	1922	4,428,800	"
PRINCE ALBERT	1927	382,976	"
RIDING MOUNTAIN	1929	294,154	"
CAPE BRETON HIGHLANDS	1936	99,840	"
PRINCE EDWARD ISLAND	1937	1,792	"
NEW BRUNSWICK	指定準備中	20,480	"
計 (17カ所)		7,461,872	"

公 園 名	設 立 年	面 積 (ha)	備 考
FORT ANNE	1917	13	National Historic Park
FORT BEAUSEJOUR	1926	28	"
FORT PRINCE OF WALES	1941	20	"
FORT MALDEN	1941	2	"
FORT WELLINGTON	1941	3	"
FORT CHAMBLY	1941	1	"
FORT LENNOX	1941	85	"
PORT ROYAL	1941	7	"
FORTRESS OF LOUISEBOURG	1941	138	"
計 (九カ所)		297	"

国立公園, 国立史跡公園合計面積 7,462,169ha

(厚生省国立公園部 26.5.1)

一五、国立公園行政の沿革

(一) 国立公園設置に関する運動

わが国における国立公園運動は、一部有識者の間には明治初期頃から米国の例にならい国が公園を指定して優れた自然の大風景を永遠に保存し国民の保健休養教化に供しようと考えられたが、国民の要望としては、明治四十四年(一九一一年)第二十八回帝國議會に「日光を帝國公園となすの請願」が日光町長より提出採択されたのが嚆矢であつて、爾來請願は毎年夥しい数に上り、世上漸く国立公園設置の機運が醸成された。

(二) 管理組織

△ 中 央

国立公園に関する事務は大正十年内務省衛生局保健調査課で始めて取り上げられ幾多の変遷を経て今日に及んでいるが、国立公園法制定以降の主管局部課の変遷は次表の通りである。

国立公園主管局部課変遷表

(氏名は大巨、局部課長名)

昭和六年四月一日	内務省	衛生局	保健課
	安達謙藏	赤木朝治	伊藤武彦
	山本達雄	大島辰次郎	三浦直彦
	後藤文夫	岡田文秀	藤原孝夫
	潮 恵之輔	狭間 茂	桜井安右衛門

河原田 稼吉	昭和十二年七月八日	内務省	衛生局	企画課
		河原田 稼吉	狭間 茂	桜井安右衛門
昭和十三年一月十一日	厚生省	体力局	施設課	
	木戸 幸一	梶玉 政介	永井 浩	
	広瀬 久忠	佐々木 芳遠	市来 鉄郎	
	小原 直			
	秋田 清			
	吉田 茂			
	安井 英二			
	金光 庸夫			
	小泉 親彦			
昭和十六年八月一日	厚生省	人口局	体練課	
	小泉 親彦	武井 群嗣	吉江 勝保	
		中村 敬之進	宮 脇 倫	
昭和十七年十一月一日	厚生省	人口局	修練課	
	小泉 親彦	中村 敬之進	阿賀 正美	
		小林 尋次		
昭和十八年十一月一日				

厚生省 健民局 修練課 阿賀正美

小泉親彦 小林尋次  
広瀬久忠 入江誠一郎

昭和十九年九月二十六日

厚生省 健民局 体力課 八島三郎

広瀬久忠 入江誠一郎  
相川勝六 伊藤謙二

岡田忠彦

松村謙三  
芦田均

昭和二十年十月二十七日

厚生省 健民局 企画課 田辺繁雄

芦田均 宮脇参三  
河合良成

昭和二十一年二月八日

厚生省 衛生局 保健課 三木行治

河合良成 勝俣稔  
昭和二十一年十一月五日

厚生省 公衆保健局 調査課 飯島稔

河合良成 三木行治  
一松定吉

昭和二十三年二月十四日

厚生省 公衆保健局 国立公園部

一松定吉 三木行治

竹田儀一

飯島稔

管理課 河野鎮雄

山本正淑

計画課

石神甲子郎

昭和二十三年七月十五日

厚生省 公衆衛生局 国立公園部

竹田儀一 三木行治

林讓治

飯島稔

管理課 山本正淑

森直一

計画課

石神甲子郎

昭和二十四年六月一日

厚生省 大臣官房国立公園部

林讓治

黒川武雄

橋本竜伍

管理課 森直一

飯島稔 甲賀春一

計画課

石神甲子郎

昭和十三年度以降は技師二、技手四、属一、嘱託六、雇五の定員であつたが、満洲事変に次ぐ大東亜戦争等引続く戦争により次第に減員せられ終戦当時は、技師一、技手二、属一、嘱託三、雇三の定員にすぎなかつたが、昭和二十二年二月国立公園係が

ら一躍国立公園部が設置せられ、一級(事務官)一、二級(事務官四、技官四)八、三級(事務官五、技官四)九、雇員一六、備人四、計三八となり、更に昭和二十三年度よりは皇居外苑、新宿御苑、京都御苑の国民公園と温泉法を所管することとなり、三級(事務官一、技官一)二、臨時職員一、雇員二が増員されて計四十四名となった。昭和二十四年度は行政整理により計三十三名となったが国民公園関係職員(二級(事務官一、技官三)四、三級(事務官四、技官四)八、臨時職員三、雇員九、備人二)、計四六名を加えて合計七九名となった。昭和二十五年年度は国立公園関係四一名、国民公園関係三四名計七五名で現在に至っている。

△ 地 方

国立公園の地方管理は国立公園の指定と共に北海道、青森、栃木、神奈川、山梨、長野、奈良、和歌山、鳥取、香川、熊本、長崎、鹿児島、十三道県に国費支弁の管理員を配し、関係国立公園の管理に当つていたが、昭和十四年度以降国費補助職員となった。昭和十七年度においては資源開発と国立公園の調整を図るため、技師二、技手二の増員予算を承認されたが、官制未交付の中に行政簡素化のため実現せず加うるに技手二の削減となり技師二、技手九計一名のまま終戦を迎え昭和二十一年度からは行政整理のため管理職員費は全額削除され、純県費職員となつた。

昭和二十二年一松厚生大臣のとき国立公園部の新設と共に地方

にも国の直接の管理機関として、国立公園毎に管理所を設置することとなり追加予算で承認された。この案によれば管理所毎に二級技官一乃至二、三級事務官、技官各一乃至三、雇員備人各一乃至五で、総員は二級技官二三、三級(事務官一三、技官二六)三九、雇員三九、備人二六、計一一七名の陣容であつたが、芦田内閣の出先機関の廃止の方針により遂に実現を見なかつた。

昭和二十五年年度から国立公園の現地における保護管理のため十三国立公園に三九名(昭和二十六年度五〇名)の国立公園管理員を設置し、又関係二十五道県の国立公園管理、計画、施設等のために現地調査委託費として関係道県に配賦され本年度も継続されている。

なお国立公園関係主管部課は別表の通りである。

国立公園、国定公園、景勝地、主管部課長

(昭二六、八、現在)

阿寒	大雪山	支笏洞爺	十和田	十和田	磐梯朝日
(関係国立公園名)	(都道府県名)	(部名)	(部長名)	(課名)	(課長名)
	北海道	林務部	小滝	武夫	林政課
					長沢豊太郎
					計画課
					阿部 貞雄
					監督課
					齋藤 石雄
					橋内 徳治
					計画課
					松田幸次郎



○景勝地関係

岩手	土木部	大槻源八	計画課	菊地正男
宮城	商工部	坂本晃	通商課	津田藤雄
茨城	經濟部	蛭次高一郎	觀光課	南秋茂
千葉	土木部	田中孝	計画課	田辺右門
石川	土木部	山岡茂	計画課	榛葉朗
福井	土木部	西村敏夫	計画課	清水忠雄
愛知	土木部	大野直糊	計画課	竹重貞藏
大阪	土木部	鈴木健二	計画課	中田理夫
島根	土木部	有馬博雄	道路課	瀬藤智雄
高知	經濟部	宮崎高吉	商工課	大坪岩男
佐賀	土木部	佐野俊雄	道路課	調強

(三)

1. 国立公園調査会、委員会、審議会

昭和五年一月十四日閣議決定を経て、国立公園調査会規程により内務省に国立公園調査会が設置せられ、回を重ねること三回、その間数次に亘り特別委員会を開催し国立公園に関する調査に貢献した。

第一回国立公園調査会総会

- (一) 期日 昭和五年七月十一日 於内務大臣官舎  
 (二) 議事

(1) 議事規則

- (2) 国立公園に関する調査経過報告  
 (3) 調査方針の決定

(イ) 国立公園選定方針

(ロ) 国立公園の設定運用

(ハ) 国立公園の施設

(ニ) 国立公園事業の執行と費用の負担

(ホ) 国立公園の管理と費用の負担

(ヘ) 国立公園保護利用に関する制限

(ト) 国立公園と各省との関係

(チ) 国立公園法要綱

- (4) 国立公園の選定並びに制度に関しそれぞれ特別委員会を設け会長(内務大臣)より委員を指定した。

(イ) 選定に関する特別委員会(委員長候補細川護立外十名)

(ロ) 制度に関する特別委員会(委員長男爵藤村義朗外八名)

第二回国立公園調査会総会

- (一) 期日 昭和五年十月三十一日 於内務大臣官舎  
 (二) 議事

(1) 前回総会で特別委員会に附託中の国立公園制度に関する審議経過を藤村委員長から報告

(2) 「国立公園制度に関する件」原案通り可決

第三回国立公園調査会総会

- (一) 期日 昭和六年九月二十九日 於内務大臣官舎  
(二) 議事

(1) 「国立公園選定に関する方針」 細川委員長から審議経過報告後原案通り可決

2. 国立公園委員会(戦前)

昭和六年四月一日国立公園法が公布せられるに及んで同法に基き同年九月十九日国立公園委員会官制が公布され、爾來十二回に亘つて委員会が開催された。

第一回国立公園委員会

- (一) 期日 昭和六年十一月二十四日 於内務大臣官舎  
(二) 議事

(1) 議事規則の審議決定

(2) 国立公園選定に関する審議

田村幹事より十四国立公園候補地につき説明、前調査会で審議決定した選定方針をそのまま踏襲することに決定

(3) 特別委員会設置

委員十一名を会長が指名

第二回国立公園委員会

- (一) 期日 昭和七年十月八日 於内務省会議室  
(二) 議事

(1) 特別委員会審議経過報告

前回報告の十四候補地に大雪山候補地を追加し計十五箇所を対象として審議し、又一部区域変更した旨報告あり、

(2) 議案第一号「国立公園の箇所を選定に関する特別委員長報告の件」

藤村特別委員長から審議の結果候補地として阿寒等十二箇所を決定した旨説明、原案通り決定

第三回国立公園委員会

- (一) 期日 昭和八年十一月三十日 於内務省会議室  
(二) 議事

(1) 藤村特別委員長逝去につき報告

(2) 議案第一号「雲仙国立公園の区域決定の件」

議案第二号「霧島国立公園の区域決定の件」

議案第三号「瀬戸内海国立公園の区域決定の件」

右の三議案について検討の結果特別委員会に付託のこととなり会長から十一名の特別委員を指名した。

第四回国立公園委員会

- (一) 期日 昭和八年十二月十九日 於内務省会議室  
(二) 議事

(1) 細川特別委員長から前回議案三件につき審議経過報告、原案通り可決

第五回国立公園委員会

- (一) 期日 昭和九年八月九日 於内務省会議室  
(二) 議事

(1) 議案第一号「阿寒国立公園の区域決定の件」

議案第二号「大雪山国立公園の区域決定の件」

議案第三号「日光国立公園の区域決定の件」

議案第四号「日本アルプス国立公園の区域決定の件」

議案第五号「阿蘇国立公園の区域及一部計画（制限緩和地区）決定の件」

多数委員より第四号議案の名称につき希望意見の開陳あり、特別委員会附託とすることに決定。

第六回国立公園委員会

(一) 期日 昭和九年九月十日 於内務省會議室

(二) 議事

(1) 特別委員会審議結果報告

細川特別委員長から前回提出された五議案につき特別委員会（八月十日、十四日、十五日、二十三日の四回開会）における審議の結果報告、議案第四号の名称については会長において考慮の上大臣に答申することとし他の四号については特別委員長報告の通り可決。

第七回国立公園委員会

(一) 期日 昭和十年十二月十一日 於内務省會議室

(二) 議事

(1) 議案第一号「十和田国立公園の区域決定の件」

議案第二号「富士国立公園の区域決定の件」

議案第三号「吉野熊野国立公園の区域決定の件」

議案第四号「大山国立公園の区域決定の件」

公園の名称等につき質疑応答後特別委員会付託の動議が

あり会長より十三名の特別委員を指名した。

第八回国立公園委員会

(一) 期日 昭和十一年一月十五日 於内務省會議室

(二) 議事

(1) 特別委員会審議結果報告

細川委員長から前回提出された四議案について特別委員会（昭和十年十二月十四日、二十日、二十三日、二十七日の四回開会）における審議の結果原案通り可決した旨報告

(2) 議案第二号の名称については会長において考慮の上大臣に答申することとし他の三号については特別委員長報告通り可決

第九回国立公園委員会

(一) 期日 昭和十一年十一月十六日

(二) 議事

(1) 議案第一号「日光国立公園の一部計画（道路）及事業（道路）決定の件」

議案第二号「富士箱根国立公園の一部計画（道路）及事業（道路）決定の件」

議案第三号「瀬戸内海国立公園の一部計画（道路、埠頭棧橋）及事業（道路、埠頭棧橋）決定の件」

議案第四号「阿蘇国立公園の一部計画（道路）及事業（道路）決定の件」

議案第五号「雲仙国立公園の一部計画(道路)及事業(道路)決定の件」

各案について質疑応答があり、原案通り可決した。

第十回国立公園委員会

(一) 期日 昭和十二年十二月十八日

(二) 議事

(1) 議案第一号「阿寒国立公園の一部計画(特別地域)決定の件」

議案第二号「大雪山国立公園の一部計画(特別地域)決定の件」

議案第三号「日光国立公園の一部計画(特別地域、制限緩和地区)決定の件」

議案第四号「富士箱根国立公園の一部計画(特別地域、制限緩和地区)決定の件」

議案第五号「大山国立公園の一部計画(特別地域、制限緩和地区)決定の件」

議案第六号「阿蘇国立公園の一部計画(特別地域、制限緩和地区)決定の件」

各案につき質疑応答があり、原案通り可決した。

第十一回国立公園委員会

(一) 期日 昭和十三年十一月七日

(二) 議事

(1) 国立公園事務移管の件報告

昭和十三年一月十一日厚生省設置に伴い、国立公園事務は厚生大臣の所管事務となる。

(2) 議案第一号「十和田国立公園の一部計画(特別地域)の件」

議案第二号「中部山岳国立公園の一部計画(特別地域)の件」

議案第三号「瀬戸内海国立公園の一部計画(特別地域、制限緩和地区)の件」

議案第四号「雲仙国立公園の一部計画(特別地域、制限緩和地区)の件」

議案第五号「霧島国立公園の一部計画(特別地域)の件」

議案第六号「富士箱根国立公園の区域及一部計画変更の件(区域の一部追加特別地域として編入)」

原案通り可決。

第十二回国立公園委員会

(一) 期日 昭和十四年九月十九日

(二) 議事

(1) 議案第一号「吉野熊野国立公園の一部計画(特別地域、制限緩和地区)の件」

議案第二号「阿寒国立公園の一部計画(道路及橋)の件」

議案第三号「大雪山国立公園の一部計画(道路)の件」

議案第四号「十和田国立公園の一部計画(道路及橋)の件」

の件」

議案第五号「日光国立公園の一部計画（道路及棧橋）の件」

議案第六号「富士箱根国立公園の一部計画（通路及棧橋）の件」

議案第七号「中部山岳国立公園の一部計画（道路）の件」

議案第八号「吉野熊野国立公園の一部計画（道路）の件」

議案第九号「大山国立公園の一部計画（道路）の件」

議案第十号「瀬戸内海国立公園の一部計画（道路、埠頭及棧橋）の件」

議案第十一号「阿蘇国立公園の一部計画（道路）の件」

議案第十二号「雲仙国立公園の一部計画（道路）の件」

議案第十三号「霧島国立公園の一部計画（道路）の件」

原案通り可決。

以上既往十二回に亘り開催せられ国立公園行政の運営に貢献した国立公園委員会も行政簡素化の主旨により、国立公園法の改正（昭和十六年三月六日法律第三十五号）とともに委員会官制が廃止された。

戦後昭和二十二年四月三十日勅令第一七六号で国立公園委員会官制が公布せられ復活した。

3. 国立公園委員会（戦後）

第一回国立公園中央委員会

(一) 期日 昭和二十三年二月二十三日

(二) 議事

(1) 国立公園中央委員会議事規則

(2) 諮問第一号「現下の情勢に即する国立公園施策を伺いたい」

諮問に対しては特別委員会を設け審議することとなり、一松会長から賀川、関口、田村、武部、諸井の五委員を指名した。

第二回国立公園中央委員会

(一) 日時 昭和二十三年七月二十四日

(二) 議事

(1) 答申案に関する件

諸井特別委員から前回諮問された事項につき特別委員会

(二月二十六日、三月十二日、三十日、四月十二日の四回開会)で検討した答申案を説明、可決。答申案を具体化させるため

(2) 国立公園の選定に関する件

(3) 国立公園の計画に関する件

について審議するためそれぞれ特別委員各十名を竹田会長が指名した。

なお日本の国立公園視察のため来朝中のアメリカ国立公園局リッチー氏の挨拶があつた。

第三回国立公園中央委員会

(一) 日時 昭和二十三年十二月二十日

(一) 議事

(1) 選定特別委員長報告

武部委員(三樹委員長逝去のため代理)から選定特別委員長(九月八日、三十日、十月十二日、二十日、十一月四日、十八日、二十六日、十二月十三日の八回開会)で審議の結果を報告

(4) 国立公園選定標準の改正案

(4) 国立公園候補地選定

浅間白根国立公園候補地

瀬戸内海国立公園区域拡張候補地

支笏洞爺国立公園候補地

原案通り可決

(2) 計画特別委員長報告

諸井委員長から計画特別委員会(八月六日、十一月二十五日の二回開会)の審議結果の中間報告があつた。

以上の結果三候補地の指定と国立公園施設整備拡充促進について建議案を可決した。

第四回国立公園中央委員会

(一) 日時 昭和二十四年三月十九日

(二) 議事

(1) 支笏洞爺国立公園の区域について田村委員より特別委員会(三月十日開会)の審議結果報告があり原案通り可決された。

以上四回に亘り開催された国立公園中央委員会は昭和二十四年五月十九日国立公園法の改正により同法中に国立公園審議会として新発足した。同時に新たに国立公園毎に国立公園地方審議会をおくこととなり、富士箱根国立公園地方審議会ほか二、三の地方審議会が誕生して当該国立公園の発展に貢献をもたらした。

4. 国立公園中央審議会

第一回国立公園中央審議会

(一) 日時 昭和二十四年八月十日

(二) 議事

(1) 国立公園中央審議会議事規則

(2) 諮問第一号「上信越高原国立公園の区域について」

(3) 諮問第二号「日光国立公園計画の一部及び富士箱根国立公園計画の一部について」

(4) 諮問第三号「国立公園施設促進上、国立公園又は準国立公園の新設、拡張について」

諸井会長より選定特別委員長十三名、計画特別委員長十三名を指名し、審議の結果を渡辺選定特別委員長、折下計画特別委員長から報告があり、第一号、第二号については原案通り可決、第三号は特別委員会で検討することとなつた。

第二回国立公園中央審議会

(一) 日時 昭和二十四年十二月二十一日

(二) 議事

- (1) 国立公園候補地
- (イ) 磐梯朝日地域
- (ロ) 奥秩父地域
- (2) 国立公園拡張候補地域

- (イ) 日光国立公園に那須塩原庚申山一帯
- (ロ) 富士箱根国立公園に奥湯河原十国峠等北伊豆方面
- (ハ) 阿蘇国立公園に九重地区に続く、地方の一帯
- (ニ) 吉野熊野国立公園に潮岬海岸一帯

- (3) 国立公園に準ずる区域の選定標準
- (4) 国立公園に準ずる区域の候補地

- (イ) 佐渡彌彦地域
- (ロ) 琵琶湖地域
- (ハ) 英彦山耶馬溪地域

渡辺選定特別委員長から前回の諮問につき特別委員会  
(九月十四日、十月十九日、二十六日、十二月十四日、  
十九日の五回開会)の審議結果を報告、原案通り可決  
から廃止されることとなつた。

第三回国立公園審議会

- (一) 日時 昭和二十五年四月二十七日
- (二) 議事

- (1) 諮問第一号「瀬戸内海国立公園拡張区域について」

- (2) 第二号「奥秩父(仮称)国立公園の区域について」
- (3) 第三号「日光、富士箱根国立公園の事業の一部につい  
て」
- (4) 第四号「伊勢志摩国立公園計画の一部及び事業の一部  
について」

- (5) 第五号「佐渡彌彦、琵琶湖及び英彦山、日田、耶馬の  
国立公園法第十一條ノ二の規定による国立公園に準ずる  
区域について」

田村委員並びに折下計画特別委員長から選定特別委員会  
(四月十二日、十八日の二回開会)並びに計画特別委員  
会の審議結果をそれぞれ報告、原案通り可決。第五号は  
特別委員会付記になり、なお特別委員の変更につき会長  
一任となつた。

第四回国立公園審議会

- (一) 日時 昭和二十五年七月五日
- (二) 議事

- (1) 前回諮問第五号について

選定特別委員は吉阪委員長外十八名が委嘱され、吉阪委  
員長から審議結果報告があり、国立公園に準ずる区域の  
呼称は全委員の意見を書面で聴取することとし、候補地  
中「英彦山日田耶馬」は「耶馬日田英彦山」とするのが  
適当である旨を答申することとなつた。

- (2) 諮問第一号「磐梯朝日国立公園の区域について」

- (3) 第二号「日光国立公園拡張地域について」
  - (4) 第三号「富士箱根国立公園拡張地域について」
  - (5) 第四号「阿蘇国立公園拡張地域について」
  - (6) 第五号「伊勢志摩国立公園計画の一部について」
- 諮問については特別委員会に付託することとなつた。

第五回国立公園審議会

- (一) 日時 昭和二十五年八月三日
- (二) 議事

- (1) 選定特別委員長報告
  - (イ) 国立公園に準ずる区域の名称について
  - (ロ) 磐梯朝日国立公園の区域について
  - (ハ) 日光国立公園の拡張について
- 吉阪選定特別委員長より七月十三日の特別選定委員会の審議結果報告(イ)については通称国定公園とし、(ロ)(ハ)についても原案通り可決。

第六回国立公園審議会

- (一) 日時 昭和二十六年四月九日 於新宿御苑
- (二) 議事
- (1) 国立公園整備運営要綱
- (2) 諮問事項
- (イ) 第一号 雲仙国立公園計画の一部決定
- (ロ) 第二号 霧島国立公園計画の一部決定
- (ハ) 第三号 瀬戸内海国立公園計画の一部決定

- (ロ) 第四号 自然公園体系整備
- (1) については森本部長の説明があり、諮問第一号から第三号までは折下計画特別委員長から事前審議報告があり原案通り可決。第四号については渡辺委員外十三名が自然公園体系整備特別委員として指名された。

第七回国立公園審議会

- (一) 日時 昭和二十六年七月十一日 於新宿御苑
- (二) 議事

- (1) 自然公園体系整備特別委員長報告
- 吉阪委員長から特別委員会(四月十七日、五月二十九日、六月六日の三回開会)における審議結果を報告、自然公園の目的、自然公園を三種とすること、保護利用については国立公園の趣旨によること、設定の際考慮すべき点等を骨子とする答申案を可決。

(2) 諮問

- (イ) 第一号日光国立公園事業の一部決定
  - (ロ) 第二号富士箱根国立公園計画並びに事業の一部決定
  - (ハ) 第三号中部山岳国立公園計画並びに事業の一部決定
- 諮問については特別委員会を省き、原案通り可決。
- 七月十四日をもつて関係各省職員以外の委員の任期(二ヶ年)は満了となり次回は新任委員により開かれることとなつた。
- (四) 国立公園法
- 政府は国立公園調査会の調査に基き、国立公園法を立案し、昭

和五年第五十九議案に提出、翌六年三月満場一致で可決され、同年四月一日法律第三十六号で公布された。昭和十六年三月六日法律第三十五号で国立公園委員会廃止による改正があつた。

大東亜戦争の激化に伴い昭和十八年三月十八日法律第七十五号及び第七十六号により「戦時行政特例法」及び「許可認可等臨時措置法」が公布され、これに基き昭和十九年一月十八日勅令第三十七号「厚生省関係許可認可等戦時特例」により、国立公園法第八條第二項の規定による許可は、これを厚生大臣に届出と改められ、更に昭和十九年五月二十日勅令第三五一号「許可認可等臨時措置令」により地方長官に届出と改正された。

終戦に伴い戦時諸法令が逐次改廃されたが昭和二十一年一月十一日勅令第十五号で「厚生省関係許可認可等戦時特例」は「厚生省関係許可認可等臨時措置令」と改められたが国立公園法第八條第二項の取扱は従前同様であつた。

昭和二十二年七月厚生省令第六号「厚生省関係許可認可等臨時措置令施行規則」の改正により漸く復元した。

又昭和二十年五月十二日厚生省令第十九号で削除された国立公園法施行規則中の條項も昭和二十二年三月二十日厚生省令第七号で復元した。

その後昭和二十四年五月十九日法律第八十四号改正により (一) 国立公園審議会の復活、(二) 特別保護地区の設定、(三) 国立公園に連する区域の指定、(四) 国立公園地方審議会の新設等が新たに附加された。

昭和二十五年三月三十一日法律第三十四号改正により国立公園地方審議会は廃止された。

(五) 国立公園候補地の決定並びに指定

大正十一(一九二二)年より内務省では国立公園設置の必要を認め調査を開始し、全国に亘る優秀な自然風景地の中から、阿寒、登別、大沼、十和田、磐梯山、日光、立山、白馬岳、上高地富士、大台原及大峯山、小豆島及屋島、大山、阿蘇、雲仙、霧島等十六箇所の候補地を選定し基礎的な調査に着手し昭和三年度で完了した。

国立公園委員会は候補地としてあげられた右の十六箇所について慎重審議の結果、これに修正を加え昭和七(一九三二)年十月阿寒、大雪山、十和田、日光、富士箱根、中部山岳、吉野熊野、大山、瀬戸内海、阿蘇、雲仙及び霧島の十二箇所を正式候補地として答申した。

内務省(昭和十三年一月厚生省設置と共に厚生省所管となる)では右の答申に基いて各候補地について、実地調査を行い区域を決定して次の通り指定した。

第一回 昭和九年三月十六日 雲仙、霧島、瀬戸内海

第二回 同 九年十二月四日 阿寒、大雪山、日光、中部山岳

阿蘇

第三回 同十一年二月一日 十和田、富士箱根、吉野熊野、大

山

第四回 同十三年十二月十七日 富士箱根区域追加

昭和二十年八月終戦と共に平和的文化国家建設の一環として活潑な運営を必要とする気運が生じ

第五回 昭和二十一年十一月二十日 伊勢志摩

が指定され、更に国立公園中央委員会は昭和二十三年十二月浅間白根、支笏洞爺の二地域と瀬戸内海の区域拡張を、又国立公園中央審議会は昭和二十四年十二月磐梯朝日、奥秩父の二地域と日光、富士箱根、吉野熊野、阿蘇の四国立公園の区域拡張及び国立公園に準ずる区域として琵琶湖、佐渡彌彦、英彦山耶馬溪の三地域をそれぞれ答申した。厚生省では右の答申に基いて調査検討して次の通り指定した。

第六回 昭和二十四年五月十六日 支笏洞爺

第七回 同二十四年九月七日 上信越高原

第八回 同二十五年二月十五日 吉野熊野（二部区域の追加）

第九回 同二十五年五月十八日 瀬戸内海（二部区域の追加）

第十回 同二十五年七月十日 秩父多摩

第十一回 同二十五年九月五日 磐梯朝日

第十二回 同二十五年九月二十二日 日光（二部区域の追加）

国定公園としては

第一回 昭和二十五年七月二十四日 琵琶湖

第二回 同二十五年七月二十七日 佐渡彌彦

第三回 同二十五年七月二十九日 耶馬日田英彦山

#### (六) 国立公園計画及び事業

##### 1. 特別地域、制限緩和地区の指定

国立公園法第八條の規定による特別地域並びに同法施行規則第二十一條ノ二の規定による制限緩和地区は次の通り指定された。

第一回 昭和九年十二月四日 阿蘇（制限緩和地区）

第二回 同十三年五月十三日 阿寒（特別地域）、大雪山（特別地域）、日光（特別地域、制限緩和地区）、富士箱根（特別地域、制限緩和地区）、大山（特別地域、制限緩和地区）、阿蘇（特別地域）

第三回 同十三年十二月十七日 十和田（特別地域）、中部山岳（特別地域）、瀬戸内海（特別地域、制限緩和地区）、雲仙（特別地域、制限緩和地区）、霧島（特別地域）

第四回 同十五年一月十一日 吉野熊野（特別地域、制限緩和地区）

地区）

なお右の中制限緩和地区は昭和十五年五月十一日厚生省令第十九号改正により削除されていたが、戦後昭和二十二年四月二十六日厚生省告示第二十三号をもつて復元再指定された。

2. 国立公園計画並びに事業の決定

国立公園法第三條の規定により国立公園計画並びに事業は次の通り決定した。

第一回 昭和十一年十二月二十六日 日光、富士箱根、瀬戸内海、阿蘇、雲仙（主要道路（車道）及び埠頭の一部計画並びに事業）

第二回 同十五年一月十二日 阿寒、大雪山、十和田、日光、

富士箱根、中部山岳、吉野熊野、大山、瀬戸内海、阿蘇、雲仙及び霧島（主要道路（車道）及び埠頭棧橋）

終戦後は施設整備に特に重点がおかれたので、未決定の国立公園計画の決定を進めた。

第三回 同二十四年十月十五日 日光（集団施設地区、単独施設、車道（追加）歩道の計画）

第四回 同二十五年二月四日 富士箱根（集団施設地区、単独施設、車道（追加）歩道の計画）

第五回 同二十五年六月八日 日光（歩道、広場、野営場の事業）

第六回 同二十五年六月九日 富士箱根（歩道、広場の事業）

第七回 同二十五年六月二十日 伊勢志摩（集団施設地区、車道、歩道の計画、歩道、広場の事業）

第八回 同二十六年五月八日 瀬戸内海（集団施設地区、単独施設、車道（追加）歩道の計画、雲仙（集団施設地区、単独施設、歩道の計画）、霧島（集団施設地区、単独施設、車道（追加）歩道の計画）

第九回 同二十六年八月九日 日光（野営場、苑地、自動車運

輸施設、宿舍の事業）

（七）施設の整備

昭和十一年十二月二十六日附で決定された道路事業中特に緊急を要するものについて昭和十二年五月十一日附をもつて国庫補助十万円を栃木、神奈川、静岡、山梨の四県に補助し、昭和十三

年度に繰延執行し工事を完成した。内訳は次表の通りである。

県名	事業費	国庫補助	備考
栃木	(指定府県道) 一〇、五〇〇	三、七〇〇	補助率三分ノ一
神奈川	(特殊国道) 三〇、〇〇〇	〃	二分ノ一
静岡	(指定府県道) 七、五〇〇	三、五〇〇	三分ノ一
山梨	(町村道) 一五、〇〇〇 (一般府県道)九、〇〇〇	一〇、〇〇〇 六、三三三	三分ノ二 三分ノ一
計	七〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	

その後満洲事変—太平洋戦争のために施設の整備は中絶したが終戦後国立公園施設費として関係都道府県に配分した額は次の表の通りである。

昭和二十二年年度	一、一九〇、〇〇〇円
同二十三年年度	六、二〇〇、〇〇〇円
同二十四年度	四、五五〇、〇〇〇円
同二十五年度	七、〇一五、〇〇〇円
公共事業費	八、五〇〇、〇〇〇円二分ノ一補助
同二十六年年度	一三、九〇〇、〇〇〇円二分ノ一補助

昭和二十二年度から二十五年度（公共事業費を除く）迄は全額国費で指導標、野外卓、休憩舎、便所等簡易施設を設置したのであるが、昭和二十五年度公共事業費が計上されたので、日光湯元集団施設地区を重点的に取上げ、モデル地区として施設を行った。昭和二十六年度は二分の一補助金となり、日光湯元、

富士箱根山中、湖尻、中部山岳上高地の四集團施設地区の野營場整備を主として実施した。

なお二十六年において、国立公園整備運営要綱に基き、昭和三十一年を目標とする国立公園施設整備五ヶ年計画を策定してこれにより施設の整備に努めることとなつた。

### (八) 予算

昭和五年国立公園調査会の設置と共に毎年調査費を計上し国立公園の調査に充当したが、昭和十三年以降の調査費は次の通りである。

昭和十三年度	八四、三五七円
昭和十四年度	六三、一〇二円
昭和十五年度	六三、一〇二円
昭和十六年度	五三、一九三円

昭和十七年度以降は独立した項目がなくなり一般本省費となつた。

また昭和九年三月から昭和十一年二月迄に指定された十二国立公園の管理のため主要十三道県に駐在した管理員は昭和十四年度以降国費補助の地方職員（二県以上に跨るものは厚生省嘱託を兼務）となつたがその補助予算は次の通りである。

昭和十四年度	一七、一〇〇円	補助率四分の三
昭和十五年度	一七、一〇〇円	〃
昭和十六年度	二二、四六五円	〃
昭和十七年度	二四、三五二円	〃

昭和十八年度 一四、七二七円 〃

昭和十九年度 一四、七一七円 補助率二分の一

昭和二十年 九、八一二円 〃

備考 昭和十六、十七年度の増額は国立公園内産業調整に要する管理職員費の増額であるが官制未公布のため実現を見なかつた。

終戦後昭和二十二年追加予算により一係から一部二課に躍進し、大幅の増額を見た。国立公園部予算額は次の通りであるが、その中の施設費は施設整備の項に摘記した通りである。

昭和二十二年 五、五〇〇、〇〇〇円
昭和二十三年 一三、九〇八、〇〇〇円
昭和二十四年 一七、八四八、〇〇〇円
昭和二十五年 二四、九六五、〇〇〇円
公共事業費 八、五〇〇、〇〇〇円
昭和二十六年 三七、四七六、〇〇〇円

(備考) 二十三年度頭初予算は約二千万円であつたが地方管理職員設置見合せの為減額せられた。

### (九) 国立公園協会

大正十一年当時の内務省が国立公園候補地の調査に着手したが、これと平行して民間における外郭団体として国立公園協会が昭和二年（一九二七年）十二月に設立せられ国立公園設置に協力する一方昭和四年より雑誌「国立公園」を発行して、国立公園思想の普及啓蒙に貢献する処が大きかつた。昭和十八年五

月戦争の影響をうけ国土健民会と改称され事業を継続していたが昭和二十二年三月国立公園研究会となり、更に昭和二十四年十二月財団法人国立公園協会に発展して活動中である。

(一〇) リッチー報告

連合軍総司令部の要請により合衆国内務省国立公園局チャールス・A・リッチー氏が昭和二十三年四月二十八日来朝、同年八月十一日帰米まで三箇月余の間日光、松島仙台、十和田、阿寒、大雪山、登別昭和新山洞爺湖支笏湖定山溪、広島瀬戸内海宮島、雲仙、天草、阿蘇、桜島指宿、霧島、別府耶馬溪日田、高松赤穂友ヶ島淡輪、伊勢志摩、吉野熊野、高野山、生駒山、中部山岳、上林志賀高原軽井沢草津吾妻溪谷、富士箱根奥湯河原等を視察し、その調査結果は昭和二十四年二月九日連合軍総司令部公衆衛生福祉局より覚書として厚生省に交付された。この覚書は 1. 序論 2. 調査状況 3. 論議及び所見 4. 勧告の四章からなり、勧告の章では国立公園の管理機構、予算、保護管理のための措置、法の改正強化、土地の所管、計画及び事業指定等について述べている。

参考並に引用文献

上原敬二	造園学汎論	1924 (大 13)	上野益三	日本博物学史	1934 (昭 23)
田村剛	造園概論	1918 (大 7)	Devereux Butcher	Exploring our National Parks and Mountains	1951
His Majestys Stationery Office	Report of the National Park Committee	1931	Robert S. Yard	The National Parks Portfolio	1931
厚生省(内務省)	国立公園審議会(委員会)議事録		東良三	アメリカ国立公園考	1948 (昭 23)
日本庭園協会	庭園		田村剛	国立公園講話	1948 (昭 23)
鉄道省	日本鉄道史	1921 (大 10)	Isabelle F. Story,	Glimpses of our National Parks	1941
Jenks Cameron	The National Park Service	1922	U. S. Department of the Interior	National Park Service	
三好学	天然記念物解説	1926 (大 15)		A Brief History of the National Park Service	1940
脇水鉄五郎	日本絶景誌	1939 (昭 14)		A study of the Park and Recreation Problem of the United States	1941
運輸省	日本ホテル略史	1946 (昭 21)	National Parks Association	National Parks Magazine	
	続日本ホテル略史	1949 (昭 24)	国立公園協会	国立公園(雑誌)第一巻—第一回巻復刊第一号—第一号	1929—51 (昭 4—26)
Frank A. Waugh	The Landscape Beautiful	1912	内務省衛生局	国立公園	1927 (昭 2)
Robert S. Yard	The Book of the National Parks	1921		海外の国立公園	1934 (昭 9)
厚生省国立公園部	国立公園に対する C・A・リソナー覚書	1948 (昭 23)	風景協会	風景	
青木芳雄	アメリカの国立公園	1930 (昭 5)	田村剛	国土計画と健民地	1943 (昭 18)
辻村太郎	地形学	1923 (大 12)	伊藤武彦	国立公園法解説	1931 (昭 6)
辻村太郎	地形の話	1949 (昭 24)	寺島桓史	日本科学史年表	1942 (昭 17)
渡辺十千郎	風景の科学	1924 (大 13)	湯浅光朝	科学文化史年表	1950 (昭 25)

大橋 良一	草津白根火山地質調査報告	1914 (大 3)	神谷辰三郎	植物地理学	"	"
加藤 武夫	耶馬溪及英彦山地方地質調査報文	1918 (大 7)	武田 久吉	高山植物図彙	"	"
鐵 道 省	十和田湖・田沢湖・男鹿半島	1924 (大 13)	岩波書店	生物学(岩波講座)	"	"
"	日本北アルプス	"	"	(地質学及古生物学)	"	"
"	羽越線	"	国立公園協会	礦物学及岩石学	"	"
石原初太郎	文化と自然科学	"	東京博物学会	国立公園案内	"	"
竹中繁次郎	山と海	1925 (大 14)	日本火山学会	博物学雑誌 (XXXI No. 50)	"	"
中島 謙造	長野地質図巾及其の説明書(10万分1)	1926 (大 15)	中井猛之進	火山 (I-IV)	1933~38 (昭 8-13)	"
岸田久吉	富士山の動物・植物	1928 (昭 3)	梓 書 房	東亞植物(岩波新書)	1935~36 (昭 10)	"
矢部 長克	塩原火山と地帯構造との関係	1928 (昭 3)	共 立 社	山 (I・II)	1935~36 (昭 10, 11)	"
楠田 鎮雄	(日本学術協会報告)	1928 (昭 3)	平 凡 社	山岳講座	1935~50 (昭 10~25)	"
加納 一郎	世界地質学要論	1929 (昭 4)	根本 莞爾	大百科事典	1935~50 (昭 10~25)	"
新光 社	氷と雪	"	藤 本 治 義	日本植物総覧補遺	1936 (昭 11)	"
本間不二男	万有科学大系(Ⅱ・Ⅶ・Ⅺ)	1931 (昭 6)	新 光 社	関東の地質	1937 (昭 12)	"
山と溪谷社	信濃中部地質誌	1931 (昭 6)	岡田彌一	日本地理風俗大系	1937~38 (昭 12, 13)	"
本多 静六	山と溪谷(雑誌)(No.2~140)	1931~1950	三輪 知雄	博物辞典	1938 (昭 13)	"
改 造 社	天然公園	1932 (昭 7)	日本書房	日本地名大辞典	1939 (昭 14)	"
日本地質学会	日本地理大系	1931 (昭 6)	牧野富太郎	日本植物図鑑	1940 (昭 15)	"
植物分類学会	地質学雑誌	1932~1951	武田 久吉	尾瀬と日光	1941 (昭 16)	"
植物分類学会	植物分類地理 I・II	1932・1933	辻村 太郎	景觀地理学講話	1941 (昭 16)	"
耕 崎 正男	日本郷土景觀通説	1933 (昭 8)	大塚彌之助	日本の地質構造	1942 (昭 17)	"
			脇水鉄五郎	日本風景の研究	1943 (昭 18)	"
			藤 本 治 義	地質学汎論	"	"

和田八重三	原色日本岩石図譜	"	"		
鹿間時夫	日本化石図譜	1944 (昭 19)			
脇水鉄五郎	車窓から見た自然界(山陽道)	"	"		
武田久吉	日本の自然美	1946 (昭 21)			
交通公社	Japan	"	"		
目黒書房	地球の科学(雑誌)	1946~47 (昭21・22)			
辻村太郎	新考地形学	1947 (昭 22)			
北田宏藏	地理学汎論	1947 (昭 22)			
中央気象台	気候図帳	1948 (昭 23)			
小林貞一	日本群島地質構造論	"	"		
武田久吉	民俗と植物	"	"		
古今書院	地学辞典	1948 (昭 23)			
木場一夫	郷土自然科学の研究 (第一集山と高原)	"	"		
栃木県	日光の地形と地質	1948 (昭 23)			
上原敬二	風景説本	1949 (昭 24)			
小林貞一	地学概論	"	"		
文部省	史跡名勝天然記念物一覧	"	"		
天文台	理科年表	1949 (昭 24)			
運輸省	日本観光地図	"	"		
東京都・埼玉県 山梨県・長野県	奥秩父国立公園候補地 特殊景観資料	"	"		
小林貞一	日本地質誌 (中国地方・四国地方)	1950 (昭 25)			
日本山岳会	山日記	"	"		
山形県	朝日・月山・鳥海	"	"		
"	北部山岳国立公園	"	"		
	新潟県				
	佐渡の地質と植物	"	"		
	国定公園佐渡山脈	"	"		
	琵琶湖国立公園候補地概要	"	"		
	耶馬・日田英彦山国定公園	"	"		
	研究報告 No. 48	1951 (昭 26)			
	鳥取県の観光と産業	"	"		
	鳥取県				